

# 包括外部監査の結果に関する報告（概要）

平成 19 年 3 月 29 日

包括外部監査人

弁護士 中嶋 恭介

監査対象としたテーマ及び対象契約

「随意契約について」

平成 17 年度における北海道本庁各部（9 部 1 局）の随意契約のうち、委託に関する契約を対象とした。

テーマを選定した理由及び監査の視点

## 1 テーマを選定した理由

地方公共団体の契約はあくまでも競争入札が原則であり、随意契約は例外的な契約方法である。

また、今日では行政手続の透明性、公正性の確保が強く求められており、この観点からも随意契約選択は慎重にならざるを得ない。

入札手続に関し、平成 14 年に「入札談合等関与行為防止法」（いわゆる「官製談合防止法」）が制定され、本道でも、平成 15 年に岩見沢市の発注工事に同法が適用され、その後平成 16 年には新潟市の発注工事に適用され、社会の注目を浴びるに至った。

その後も競争入札手続については、指名競争入札のあり方を巡って論議されるなど、より透明性、公正性を目指しており、こうした入札制度の改善を支えるためにも、随意契約の運用はより厳格になされる必要がある。

このような観点から、北海道における随意契約が、適正に行われているかどうかを検証することには、重要な意義があると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

## 2 監査の視点

前記理由で述べたように、地方公共団体の契約はあくまでも競争入札が原則であるという理念を念頭に置き、また、随意契約のうち委託契約によるものを監査対象としたことから、委託の必要性、契約金額の根拠等確かめる必要があると考え、主に以下の基本的視点をもって監査を進めた。

委託の必要性・有効性が認められるか。

随意契約に拠った理由ないしは相手方選定の判断過程は適正か。

契約金額は合理的な算定に基づいているか。

監査結果

## 1 監査対象個別契約の選別

平成 17 年度における北海道本庁各部の随意契約のうち、委託に関する契約の中か

ら、契約金額、随意契約の根拠などを考慮し、以下のとおり調査対象の個別契約を抽出した。

- ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)を契約根拠とする随意契約  
..... 28件
- ・ 情報関連の随意契約 ..... 20件
- ・ 上記以外の北海道財務規則運用方針第3節関係を契約根拠とする契約  
..... 18件

以上 66 件の契約につき、契約記録を閲覧検討の上、ヒアリング調査を実施した。

## 2 監査の概要

委託の必要性について特に疑問としたものはないが、再委託に関連する指摘を行ったものが数件あった。

随意契約選択の理由に関しては、随意契約によることとしたことの判断の基礎となる資料が不十分であったり、入札に至らなかったことへの検討ないしは随意契約によることの根拠の検討に課題を残す契約が多々あった。

契約金額の算定の合理性に関しては、委託料の積算過程において積算の裏付資料が不十分であったり、積算の合理性を高める努力が必要と思われる契約が多々あった。

## 3 指摘事項

指摘を要する事項は第2～第4章の各個別契約の箇所に記載した。

指摘を要する事項のうち、契約担当部局へ改善を求めるものを「改善事項」とし、道全体に通ずる課題と考えられるものを「提案事項」として指摘した。

## 4 その他

また、北海道の随意契約の公表制度の現状についても調査し、現行の制度では透明性確保の点から改善の必要があることを指摘した。

### 外部監査の結果に添えて提出する意見

本外部監査の結果に添えて次のとおり意見を提出する。

#### 1 随意契約の厳格な運用について

地方公共団体の契約は、入札が原則であることを再確認するとともに、以下の方策を検討する等して、随意契約、特に特命随意契約の選択は、より厳格な判断の下になされるような仕組み作りに取り組む必要がある。

#### 2 随意契約の判断過程の記録化及びその程度について

入札不可能ないしは困難な事由があるのであれば、記録は随意契約を選択するまでの判断が適切であることを明確に検証できるように、当該事由を具体的に明記するとともに、その判断の基礎となる事実及び事実調査の過程、判断の過程等を関連資料と共に記録化することを確認する必要がある。

### 3 前年度と同じ相手方と随意契約する場合の留意点

前年度と同じ相手方と随意契約を行う際には、連続して入札手続を選択しないのであるから、道民に対し、より詳細な説明責任を負うとの認識を持つことが重要である。

前年度の判断を単に踏襲することなく、新たに当該年度の視点に立って、相手方を選定するに至るまでの調査・検討を十分に行い、当該年度の選択過程を記録に留め、安易な判断で随意契約が継続化しないような運用を確立する必要がある。

### 4 総合評価入札制度への移行について

これまでプロポーザル方式により随意契約を選択したようなケースについては、入札原則との視点に立ち返り、総合評価入札方式による入札手続によることはできないのかを丹念に検討し、可能な限り総合評価入札を選択するようにすべきである。

また、総合評価入札を行えない場合はその理由を記録化し、今後の検討課題を明らかにしておく必要がある。

### 5 プロポーザル方式について

総合評価入札手続が困難な事情があり、プロポーザル方式によらざるを得ない場合であっても、公募型を原則とするなど可能な限り手続の公正さ、透明性等に配慮して行うべきである。

また、事業内容によっては、プロポーザル方式であっても、現在の道のおかれた財政状況を念頭に置き、価格競争要素を取り入れる余地のものがあれば積極的に取り入れ、最大の成果を求めつつ少しでもコスト削減の余地がないかを検討した上で、手続を進める必要がある。

その他、審査手続、審査基準、外部委員の参加方法等を検討し、より合理的かつ公正性、透明性の高い方法を追求する努力をするべきである。

### 6 情報システムの調達について

情報システムの開発、設計時にあたっては互換性を十分に検討して行う必要がある。

また、導入する情報処理システムと、導入により合理化される事務との関連及び経済効率等を丹念にチェックし、ライフサイクルコストを考慮の上、きめ細かく将来コスト等を検討するなどして十分なコスト計算をしておく必要がある。これらを検討する能力を高める必要がある。

### 7 特例政令の研修等について

特例政令に関しては、各部の理解が十分とは言えず、随意契約選択の判断過程に疑問のあるケースが多数あった。

適切な運用を図るため、研修を行い或いはマニュアルを策定する等して北海道全体の特例政令に関する理解を深める必要がある。

## 8 随意契約の公表方法の見直し

随意契約の公表は、今日ではインターネットを利用した方法が簡易かつ透明性確保に適しており、北海道においてもホームページによる公表に向け取り組むべきである。

公表に際しては、契約内容のみでなく、その随意契約ないしは相手方選択の具体的な理由も合わせて公表し、入札手続を選択しなかった事情を明らかにしておく必要がある。

対象契約の金額、除外する範囲等については、国の例等を参考にし、例外の範囲は必要最小限の範囲内にすべきである。

## 9 運用方針の見直し検討について

北海道の特命随意契約の多くは、「当該業務を行うのに求められる特別な技術を有する者が一者であること」や「当該業務を行う能力を有する業者が地域内に他に存在していないこと」を理由として入札が行われなかったものである。

しかし、これらの典型例に対応する類型は運用方針の中にはなく、それらを運用方針 2 号（「契約の目的物が代替性のないものであるとき。」）に当てはめて運用している。運用方針 18 号（「委任又は準委任に属する契約のうち、試験研究、訴訟事務等競争により難しいものを委託するとき。」）についても、具体的にどのような契約類型が該当するのか、文言上明確になっているとはいえない。

上記の点及び、運用方針は制定より既に 30 年以上経過していることもあり、整理、見直しを検討する必要があると思われる。

## 10 積算の合理性確保について

以下の方策等を検討の上、積算の合理性、経済性を追求するよう方法を検討する必要がある。

相手方からは常に詳細な内訳のある見積書や収支報告書を求め、同種、同等の事例の集積を図るなどして、積算資料をより充実させる。

また、情報関連契約のように、専門性を要するものについては、ある一定程度の金額を超えるものについて第三者の専門家のアドバイスを受けた上で積算を行う。

毎年度、積算の合理性を高める努力をするとともに、必ず積算の算定根拠、資料は記録化する。